

都野津町づくり協議会 内規

都野津町づくり協議会は次の内規を持つ。

平成 30 年 4 月 18 日より施行。

- ① 会長は、地域コミュニティ交流センターのセンター長及び連合自治会長を兼務する。
- ② 会長は、都野津町を代表しての公的な会議へ出席する。
- ③ 事務局長は、地域コミュニティ交流センターの地域マネージャーを兼務する。
- ④ 事務局長は、自治会事務局を担当する。
- ⑤ 副会長若干名のうち 5 名は、各分団から選出された自治会長がその任にあたる。また、そのうち 1 名は、自治会長会議において議長を担当する。

① ～⑤まで平成 28 年 4 月 1 日より施行。

平成 31 年 4 月 19 日規約へ記載。

令和 2 年 5 月 15 日より施行。

令和 4 年 4 月 28 日より施行。

⑥ 会費

毎年度各自治会より、自治会長が納入時の会員世帯数に総額 4000 円をかけた額を、(5 月に 1000 円・7 月に 1000 円・9 月に 1000 円・11 月に 1000 円)、町づくり協議会指定の口座または、直接現金を町づくり協議会事務局へ持参する。年度初めに一括の納入も可とする。

令和 2 年 5 月 15 日より施行。

令和 4 年 4 月 28 日より施行。

⑦ 江の川納涼まつりに関しては、各自治会より直接江の川実行委員会へ振り込む。

令和 1 年 4 月 19 日より施行。

⑧ 社会福祉協議会会費・共同募金・日赤募金について

都野津支会指定の口座または、直接現金を町づくり協議会事務局へ持参する。年度初めに一括の納入も可とする。

令和 2 年 5 月 15 日より施行。

⑨ 事務局・専門部の事業内容

事務局	会計管理（予算・決算）・センター管理・会館管理 各種会議・研修会計画実施・年賀会開催・ボランティア関係・自治会
-----	--

	活動・お助け隊の活動
町づくり部	健康づくり・交付金関係
環境衛生部	災害対策・防火対策・消防団支援・市民一斉清掃等
実行委員会	納涼盆踊り・敬老会・運動会・文化祭
広報部	広報の発行・ホームページ・図書管理・広告宣伝

平成 29 年 5 月 12 日

平成 31 年 4 月 19 日規約へ一部変更のうえ記載。

令和 1 年 4 月 19 日より施行。

令和 3 年 5 月 11 日より施行。

⑩ 役員が評議員を兼務することについて

総会の審議及び進行に影響を及ぼす可能性があり兼務は原則認めない。ただし、地域の実情を考慮し、兼務がやむを得ない場合に限り認めることもある。その場合、評議員の代理出席もしくは委任という形をとる。

平成 28 年 4 月 1 日より施行。

平成 31 年 4 月 19 日規約へ記載。

⑪ 諸会議の議事録作成について

役員会の開催は、可能な限り平日午後からの開催とする。また、役員会及び自治会長会議の議事録作成は、事務局が担当する。

平成 28 年 4 月 1 日より施行。

平成 31 年 4 月 19 日規約へ記載。

⑫ 事業部について

実践事業交付金事業対応のため、事業部を平成 29 年度より平成 38 年度までの 10 年間に限り暫定的に事務局内に設ける。ただし、期限内に事業部として単独運用が可能な状況が見えればその限りではない。

平成 29 年 5 月 12 日より施行。

平成 31 年 4 月 19 日一部変更のうえ規約へ統合。

令和 1 年 4 月 19 日より改廃。

⑬ 防犯灯助成金について

助成金を廃止する。ただし、5 年後には状況を見て見直しをする。

平成 28 年度（2016 年）～平成 32 年度（2020 年）までは助成金無し。

平成 32 年度（2020 年度）に見直し作業を行う。

令和 2 年見直し作業の後、1 灯当たり年間 500 円の助成を行う。助成金支給は、年度終わ

りの灯数を対象とし、年度末自治会長会議に現金支給する。

平成 29 年 10 月 19 日より施行する。

令和 2 年 3 月 7 日より施行する。

⑭ 女性副会長について

協議会女性部より 3 名が副会長を担う。

令和 3 年 5 月 11 日より施行する。

⑮ 協議会事業にかかわる参加賞品費用について

協議会が行う事業に参加された地域住民への参加賞品費は、上限を一人 500 円とする。順位賞品は、1 位 500 円・2 位 300 円・3 位 200 円（一人当たり）を基本とすることが望ましい。

平成 31 年 4 月 19 日より施行する。

⑯ 特別会計及び香典返し会計の執行については、運営会議の審議結果をもって自治会長連絡会に諮るものとする。

平成 31 年 4 月 19 日より施行する。

⑰ 総会議長選出について

総会議長は、評議員より選出する。申し出がなかった場合は、自治会の順により対応する。令和 3 年度は 9 町内。(7 町内が不在であったため)

令和 4 年度は 7 町内・5 年度は 8 町内・6 年度は 10 町内・・・

(評議員欠席の為、令和 4 年度は 12 町内が担当)

令和 3 年 5 月 11 日より施行する。

⑱ 協議会の運営上、特別に予算外の経費として予備費を使用する場合は、運営会議の審議結果をもって自治会長会議に諮るものとする。

令和 4 年 4 月 28 日より施行。